

資料

洞爺湖町議会平成29年12月会議
議案説明資料

西いぶり広域連合規約新旧対照表

改正案				現行				
別表（第19条関係）				別表（第19条関係）				
区分		負担割合		区分		負担割合		
略	略	略	略	略	略	略	略	
施設建設・整備費及び地方債償還金	<u>ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設整備に関する計画策定に係る経費</u>	<u>均等割（登別市を除く。）</u>	<u>5%</u>	<u>ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設</u>	<u>旧7市町村均等割</u>	<u>5%</u>	<u>計画ごみ処理量割</u>	<u>95%</u>
		<u>実績ごみ処理量割</u>	<u>95%</u>					
	<u>ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設</u>	<u>旧7市町村均等割</u>	<u>5%</u>					
		<u>計画ごみ処理量割</u>	<u>95%</u>	最終処分場	<u>計画ごみ処理量割</u>	<u>100%</u>		
		<u>計画ごみ処理量割</u>	<u>100%</u>	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略				

西胆振介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>洞爺湖町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>洞爺湖町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>洞爺湖町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>洞爺湖町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>豊浦町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>豊浦町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>豊浦町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>豊浦町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(決算報告)

第7条 洞爺湖町長は、審査会に関する決算を洞爺湖町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 洞爺湖町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を洞爺湖町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 洞爺湖町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し洞爺湖町長が定めるものとする。

(決算報告)

第7条 豊浦町長は、審査会に関する決算を豊浦町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 豊浦町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を豊浦町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 豊浦町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し豊浦町長が定めるものとする。

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>洞爺湖町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>洞爺湖町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>洞爺湖町</u>の職員とし、西胆振介護認定審査会の職務を兼ねるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>洞爺湖町</u>に納付しなければならない。</p>	<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>豊浦町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>豊浦町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>豊浦町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>豊浦町</u>に納付しなければならない。</p>

3 略

(決算報告)

第7条 洞爺湖町長は、審査会に関する決算を洞爺湖町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 洞爺湖町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を洞爺湖町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 洞爺湖町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し洞爺湖町長が定めるものとする。

3 略

(決算報告)

第7条 豊浦町長は、審査会に関する決算を豊浦町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 豊浦町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を豊浦町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 豊浦町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し豊浦町長が定めるものとする。

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺湖町営バス
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項（公募によらない選定）

1 施設概要

設 置 条 例	洞爺湖町営バス運行条例
設 置 の 目 的	住民の運送体系を整備し、公共の福祉を増進することを目的とする
施 設 等 の 事 業 内 容	(1) 町営バスの維持及び運行管理 (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
現 在 の 管 理 者	有限会社 洞爺運輸
管 理 運 営 費	平成27年度 3,100,680円 平成28年度 3,100,680円 平成29年度 3,100,680円（見込み）

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	有限会社 洞爺運輸
所 在 地	虻田郡洞爺湖町大原221番地4
代 表 者 名	取締役 木谷 和久
設 立 年 月 日	昭和36年12月26日
設 立 目 的	(1) 一般区域貨物自動車運送事業 (2) 前号に付帯する一切の事業
資 本 金	9,000,000円
職 員 数	(1) 正職員10名 (2) 臨時職員 0名
事 業 概 要	(1) 一般区域貨物自動車運送事業 (2) 貨物取扱事業
決 算	(1) 資産の部 101,396,155円 (2) 負債の部 107,717,939円 (3) 純資産の部 △6,321,784円

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	道路運送法第78条第1項第2号の規定に基づく有償運送により、洞爺地域の公共交通の確保を行う。
指定期間における達成目標	利用者が安心安全に目的地へ到着できるよう安全運転を遂行し、利用者の安全の確保に努める。
広報宣伝活動	利用者に対するバス運行の説明や利用促進チラシの配布など利用者の増加に努める。
地域への貢献	利用者からの意見や要望を聞き、利便性の向上を図るとともに、生活路線の確保に努める。
事故防止への取り組み	道路交通法や道路運送法を順守するとともに、高齢者の利用者などに配慮して事故防止に努める。
その他	個人情報に関する資料の取扱いは、職員に徹底する。

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)				
	30年度	31年度	32年度	年度	合計
収 入	3,101	3,101	3,101		9,303
指定管理費	3,101	3,101	3,101		9,303
利用料金	0	0	0		0
その他の収入	0	0	0		0
支 出	3,101	3,101	3,101		9,303

指定管理者議案説明資料

施設の名 称	洞爺水辺の里財田キャンプ場
施設の所在地	虻田郡洞爺湖町財田6番地
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第1項（公募によらない選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例
設 置 目 的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、青少年の環境教育等の推進をするとともに観光の振興に寄与することを目的とする。
施設の事業内容	(1) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺水辺の里財田キャンプ場内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の運営に関し、必要な業務
現在の管理者	洞爺産業 株式会社
管 理 運 営 費	18,400,000円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	洞爺産業 株式会社
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
代 表 者 名	代表取締役社長 伝 哲 也
設 立 年 月 日	昭和59年2月24日
設 立 目 的	事業概要欄に記述
資 本 金	15,000,000円
職 員 数	(1) 正職員 5人 (2) 臨時職員 12人
事 業 概 要	(1) 土木建設工事、建築工事、鉄骨、橋梁、鉄塔その他構造物の製作、施工及び解体、とび業、造園業、上下水道施設工事 (2) 建設工事用、農業用機械及び資材の仕入れ販売 (3) 重機車両、自転車、ボート、テント、オートバイ等の賃貸及び保管業務 (4) 駐車場の経営 (5) 不動産の販売、賃貸及びそれらの仲介、不動産の管理等に関する業務 (6) 車両、農機具及びその部品の製造、修理、販売

	<p>(7) 日用品、雑貨、食料品、酒、煙草、家庭電気製品の販売及び賃貸</p> <p>(8) 農産物、水産物及びそれらの加工食品の製造及び仕入れ販売</p> <p>(9) ホテル、旅館、下宿、貸別荘、遊園地、ゴルフ場、スキー場、テニス、乗馬クラブその他観光及びレジャー施設の経営</p> <p>(10) 給食業務、海産物店、北海道土産店、飲食店及び食品雑貨の店舗及び移動店舗の経営</p> <p>(11) 広告代理店業務</p> <p>(12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分</p> <p>(13) 公共施設の管理業務、清掃業務の請負</p> <p>(14) 道路、公園等公共施設の清掃業務及び塵芥収集業務の請負</p> <p>(15) 前各号に附帯する一切の業務</p>						
決 算	<table> <tr> <td>(1) 資産の部</td> <td>23,393,582円</td> </tr> <tr> <td>(2) 負債の部</td> <td>13,720,451円</td> </tr> <tr> <td>(3) 純資産の部</td> <td>9,673,131円</td> </tr> </table>	(1) 資産の部	23,393,582円	(2) 負債の部	13,720,451円	(3) 純資産の部	9,673,131円
(1) 資産の部	23,393,582円						
(2) 負債の部	13,720,451円						
(3) 純資産の部	9,673,131円						

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	<p>平成13年度に開設した、洞爺水辺の里財田キャンプ場は、利用者の評価が高く、道内を代表するオートキャンプ場の一つとして認知されています。</p> <p>施設の管理運営にあたっては、施設内の細かな部分まで管理（各施設の目の届かない部分の清掃等）を行い、現在の評価を下げることなく、更なる利用者の増員を図ります。</p> <p>また、スポーツ交流館及びスポーツ広場は、町内外の学生等や各種のイベントに活用されている施設であるので、平等な利用の確保に努めます。</p>
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 <p>利用者数は近年、外国人観光客等の利用が増え、微増傾向になっています。今後も快適な環境の確保や広報活動を行い、リピート率の向上に努め、年間17,000人の利用を目標に運営していきます。</p> ・管理運営経費 <p>支出については、人件費・光熱水費の上昇及び施設補修費の増加が考えられますが、現在の環境やサービス等を低下させることがないように、経費を縮減し現在の経費額内に収まるよう努めます。</p>

<p>広 報 宣 伝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスメディアの活用 テレビ、新聞、雑誌社へ利用促進につながる情報提供を積極的に行います。また、Web上のキャンプ場サイトへの情報提供及び情報公開を行っていきます。 ・ ダイレクトメール等の活用 シーズン終了後、財田キャンプ場の利用者へダイレクトメールやはがきを送付し、財田キャンプ場やいこいの家のPRを行います。
<p>改 善 及 び 項 目 検 討 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洞爺水辺の里財田キャンプ場の広報活動を積極的に行い、集客の向上を図ります。 ・ 利用者へアンケートを実施し、利用者の意見、要望を把握し、サービスの改善及び利用者の満足度の向上へ努めます。
<p>講 習 ・ 研 修 の 実 施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい接客マナーを身につけるため、社内にて接客講習や電話対応講習を実施し、接客対応の向上を図ります。 ・ 近隣のキャンプ場等を視察し、施設の充実と職員の意識の向上を図ります。 ・ 日本オートキャンプ協会、北海道リゾートネットワーク協会主催の講習会に積極的に参加し、社員の資質の向上を図ります。 ・ 近隣のキャンプ場施設等を視察し、施設の充実と職員の意識の向上を図ります。 ・ 定期的に社内会議を実施し、サービス全般の見直しを行い、改善を行っていきます。 ・ 災害防止マニュアル等を作成し、災害時対応の意識を啓蒙し、安全と安心の確保を行います。 ・ 個人情報の漏えい等の事故が起きないように、情報の取り扱いは十分に留意するため、社員一人ひとりが洞爺湖町個人情報保護条例及び関係法令等を十分に理解するよう社員の育成を行います。
<p>地 域 と の 連 携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洞爺まちづくり観光協会、財田自然体験ハウス等に積極的に働きかけ、相互の利用者の向上に努めます。また、洞爺水辺の里財田キャンプ場利用者に、町内観光施設の利用を即すよう努めます ・ スタンプラリー等、町内で行う活動に積極的に参加します。
<p>そ の 他</p>	<p>指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。</p>

5 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	合 計
収 入	18,400	18,242	18,242			54,884
指定管理料						
利用料金	18,400	18,242	18,242			54,884
その他収入						
支 出	18,400	18,242	18,242			54,884

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺いこいの家
施設 の 所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第1項（公募によらない選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町洞爺いこいの家条例
設 置 目 的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、保健と休養、社会福祉の向上を目的とする。
施 設 の 事 業 内 容	(1) 洞爺いこいの家の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺いこいの家内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺いこいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 洞爺いこいの家の運営に関し、必要な業務
現 在 の 管 理 者	洞爺産業 株式会社
管 理 運 営 費	13,397,000円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	洞爺産業 株式会社
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
代 表 者 名	代表取締役社長 伝 哲 也
設 立 年 月 日	昭和59年2月24日
設 立 目 的	事業概要欄に記述
資 本 金	15,000,000円
職 員 数	(1) 正職員 5人 (2) 臨時職員 12人
事 業 概 要	(1) 土木建設工事、建築工事、鉄骨、橋梁、鉄塔その他構造物の製作、施工及び解体、とび業、造園業、上下水道施設工事 (2) 建設工事用、農業用機械及び資材の仕入れ販売 (3) 重機車両、自転車、ボート、テント、オートバイ等の賃貸及び保管業務 (4) 駐車場の経営 (5) 不動産の販売、賃貸及びそれらの仲介、不動産の管理等に関する業務 (6) 車両、農機具及びその部品の製造、修理、販売 (7) 日用品、雑貨、食料品、酒、煙草、家庭電気製品の販売及び賃貸

	(8) 農産物、水産物及びそれらの加工食品の製造及び仕入れ販売 (9) ホテル、旅館、下宿、貸別荘、遊園地、ゴルフ場、スキー場、テニス、乗馬クラブその他観光及びレジャー施設の経営 (10) 給食業務、海産物店、北海道土産店、飲食店及び食品雑貨の店舗及び移動店舗の経営 (11) 広告代理店業務 (12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分 (13) 公共施設の管理業務、清掃業務の請負 (14) 道路、公園等公共施設の清掃業務及び塵芥収集業務の請負 (15) 前各号に附帯する一切の業務
決 算	(1) 資産の部 23,393,582円 (2) 負債の部 13,720,451円 (3) 純資産の部 9,673,131円

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	<p>昭和58年に設置された洞爺いこいの家は、湯面から天井近くまでの大きな窓があり、入浴しながら洞爺湖全景を眺めることができ、その眺望の良さや天然温泉100%かけ流しが利用者から好評を得て、町民だけでなく、町外からの利用者にも憩い場として親しまれている施設です。</p> <p>施設の運営管理については、建設から30年以上経っているため、施設設備に老朽化が見えますが、点検等を定期的に行い高齢者も安心して利用できるサービスを提供していきます。</p>
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 洞爺湖を望む素晴らしい眺望、源泉100%かけ流しをPRし、細やかなサービスの提供により、新規利用者の増やリピート率の向上に努めることにより、年間41,000人の利用を目標に運営をしていきます。 ・管理運営経費 支出については、人件費・光熱水費の上昇及び施設補修費の増加が考えられるが、現状の環境・サービス等を低下させることがないようできる限りの経費縮減をし、現在の経費額に収まるよう努めていきます。

広 報 宣 伝	<p>テレビ、新聞、雑誌などのマスメディアへ情報提供を行うと共に、Web上の温泉施設サイトへも情報提供を行い、利用者の増を図ります。</p> <p>また、洞爺水辺の里財田キャンプ場利用者へいこいの家の利用を促します</p>
改 善 及 び 検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・洞爺いこいの家の広報活動を積極的に行い、集客の向上を図ります。 ・洞爺いこいの家の売店コーナーの活用を図り、利用者の満足度の向上を図ります。 ・利用者へアンケートを実施し、利用者の意見、要望を把握し、サービスの改善及び利用者の満足度の向上へ努めます。
講 習 ・ 研 修 の 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい接客マナーを身につけるため、社内にて接客講習や電話応対講習を実施し、接客対応の向上を図ります。 ・近隣の温泉施設等を視察し、施設の充実と職員の意識の向上を図ります。 ・定期的に社内会議を実施し、サービス全般の見直しを行い、改善を行っていきます。 ・災害防止マニュアル等を作成し、災害時対応の意識を啓蒙し、安全と安心の確保を行います。 ・個人情報の漏えい等の事故が起きないように、情報の取り扱いは十分に留意するため、社員一人ひとりが洞爺湖町個人情報保護条例及び関係法令等を十分に理解するよう社員の育成を行います。
地 域 と の 連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・洞爺まちづくり観光協会、財田自然体験ハウス等に積極的に働きかけ、相互の利用者の向上に努めます。また、洞爺いこいの家利用者に、町内観光施設の利用を即すよう努めます。 ・スタンプラリー等、町内で行う活動に積極的に参加します。
そ の 他	<p>指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。</p>

5 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	合 計
収 入	13,300	13,397	13,397			40,094
指定管理料						
利用料金	12,800	12,897	12,897			38,594
その他収入	500	500	500			1,500
支 出	13,300	13,397	13,397			40,094